

特別高圧・高圧 発電量調整供給契約申込 に関する手続きについて



2026年9月
東京電力パワーグリッド株式会社
ネットワークサービスセンター

2026年度版 説明会資料の主な改訂内容

	区分	ページ	変更概要
1	追加	P4～P6	上位系統増強の希望有無および負担可能上限額の確認についてを追加
2	追加	P7	系統連系保証金の増加（5%→10%）についてを追加
3	追加	P8	系統用蓄電池における一事業者あたりの接続検討数の上限設定についてを追加
4	追加	P9	契約申込みにおける事業用地の使用権原の提出を要件化についてを追加
5	追加	P10～12	概算工期提示および接続検討運用方法を追加



1. 改定内容のご紹介

- 1.1 上位系統増強の希望有無および負担可能上限額の確認について
- 1.2 系統連系保証金の増加（5%→10%）について
- 1.3 系統用蓄電池における一事業者あたりの接続検討数の上限設定について
- 1.4 契約申込みににおける事業用地の使用権原の提出を要件化について
- 1.5 概算工期提示および接続検討運用方法

2. 託送サービス概要

- 2.1 電力小売託送サービス基本概要
- 2.2 非FIT制度時の電力小売託送サービス

3. 申込書記載方法

- 3.1 接続検討 必要書類
- 3.2 接続検討申込書 記載方法
- 3.3 発電量調整供給契約 必要書類
- 3.4 発電量調整供給契約申込書 記載方法
- 3.5 系統連系申込書添付資料1-1 記載方法

4. 補足資料

- 4.1 蓄電池設備における託送料金の特別措置の概要
- 4.2 蓄電池の分類
- 4.3 蓄電池における特別措置の適用
- 4.4 お申込みの流れ
- 4.5 スムーズなお手続きに向けたお願い



1. 改定内容のご紹介

- 1.1 上位系統増強の希望有無および負担可能上限額の確認について
- 1.2 系統連系保証金の増加（5%→10%）について
- 1.3 系統用蓄電池における一事業者あたりの接続検討数の上限設定について
- 1.4 契約申込みにおける事業用地の使用権原の提出を要件化について
- 1.5 概算工期提示および接続検討運用方法

2. 託送サービス概要

- 2.1 電力小売託送サービス基本概要
- 2.2 非FIT制度時の電力小売託送サービス

3. 申込書記載方法

- 3.1 接続検討 必要書類
- 3.2 接続検討申込書 記載方法
- 3.3 発電量調整供給契約 必要書類
- 3.4 発電量調整供給契約申込書 記載方法
- 3.5 系統連系申込書添付資料1-1 記載方法

4. 補足資料

- 4.1 蓄電池設備における託送料金の特別措置の概要
- 4.2 蓄電池の分類
- 4.3 蓄電池における特別措置の適用
- 4.4 お申込の流れ
- 4.5 スムーズなお手続きに向けたお願い

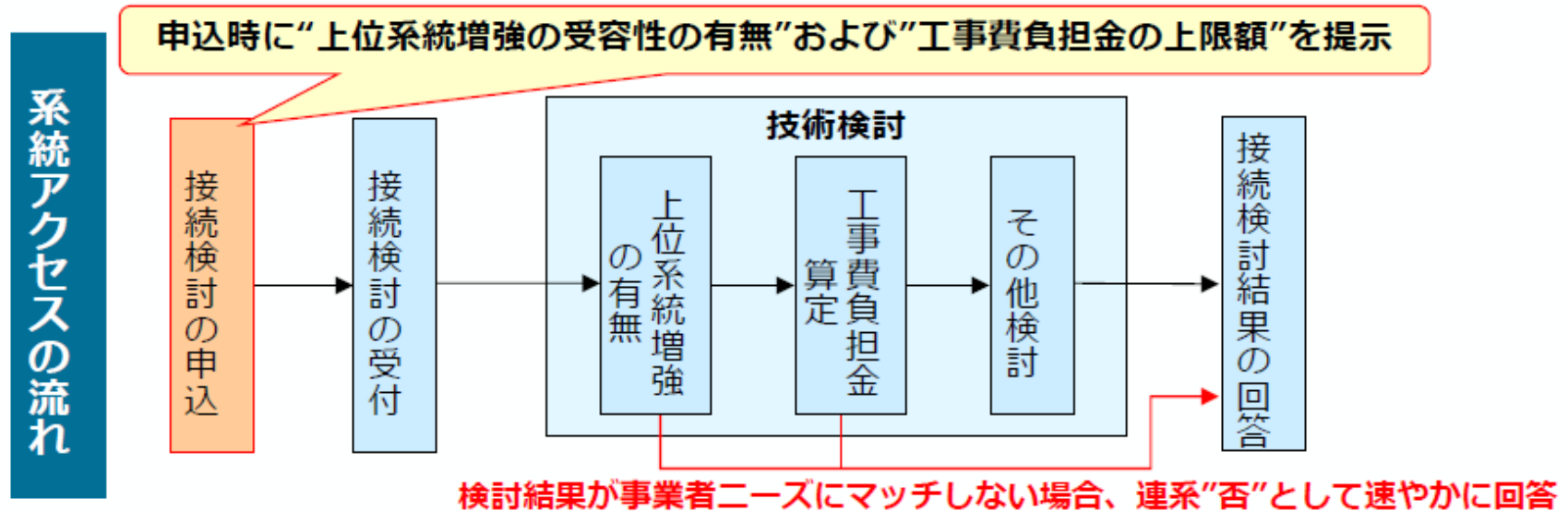


1.1 上位系統増強の希望有無および負担可能上限額の確認について

■ 2026年4月より開始

国の審議会（第7回再生可能エネルギー大量導入・次世代電力ネットワーク小委員会）において、高圧の接続検討申込み時に“上位系統増強の受容性の有無”および“工事費負担金の上限額”を提示し検討途中において事業者の条件に合わないことが判明した段階で、速やかに回答を行う運用に変更することが整理されました。

これにより、接続検討申込み時に「上位系統増強の受容性の有無」および「工事費負担金の上限」をご提示いただき、接続検討の途中で事業者様の条件（ニーズ）に合わないことが判明した場合には、その段階で回答を行うこととなりました。





1.1 上位系統増強の希望有無および負担可能上限額の確認について

■ 接続検討申込書 改定

2026年4月1日より、接続検討申込用紙（様式1）が改定され、「上位系統増強の受容性の有無」および「工事費負担金の上限額」をご記載いただく欄が新たに追加されました。

※接続検討をお申込みいただく際は最新の接続検討申込書をご使用ください。

(8) 負担可能上限額※³（消費税等相当額含む）	99,999,999 円 ※3：接続検討の結果、ご提示いただいた負担可能上限額を超過する場合は、申込者の希望を満たしていないことから、「連系否（連系不可）」として回答いたします。なお、この場合、検討料の返金はいたしません。
(9) 連系地点における最大の受電電力または最小の受電電力が全量連系できない場合の配電用変電所・配電塔※⁴の増強※⁵希望の有無※⁶	（選択して下さい） ※4：配電塔とは、配電用変電所の新設、変圧器の増設・容量変更が困難な場合や、配電線の増強に比べて経済上有利な場合、最終的な需要等が限定的であると見込まれる場合等に設置する変電設備です。 ※5：増強とは、配電用変電所・配電塔の新設ならびに変圧器の増設・容量変更（バンク逆潮流対策工事は除く）が対象です。 なお、本申込において、増強を実施済かつ使用開始後3年以内の配電用変電所・配電塔の配電系統を利用する場合や、一括検討プロセスを希望される場合も含まれます。 配電用変電所・配電塔は、「早期連系追加対策（充電制限）」の適用対象外であるため、「早期連系追加対策（充電制限）」の適用希望有無にかかわらず、増強が必要となる場合があります。 ※6：配電用変電所・配電塔の増強を「希望しない」を選択した場合において、接続検討の結果、増強が必要と判断された場合は申込者の希望を満たしていないことから、「連系否（連系不可）」として回答いたします。なお、この場合、検討料の返金はいたしません。



1.1 上位系統増強の希望有無および負担可能上限額の確認について

■ 接続検討回答書 改定

2026年4月1日より接続検討回答書が改定されました。

接続検討時に、接続検討申込用紙（様式1）に記載いただいた“上位系統増強の受容性の有無”および“工事費負担金の上限額”を上回った場合は、接続検討の条件（ニーズ）に合致しないことから、連系“否”での回答書となります。

※なお、連系“否”での回答書では契約申込を行うことが出来ませんのでお気をつけください

《配電用変電所・配電塔の増強を「希望しない」場合で増強が必要となった場合の回答例》

1. 申込者等の概要

申込者	●●●●●（受付番号：●●●●）
検討者	●●●株式会社

2. 接続検討の申込内容

発電者の名称	●●●●●
発電場所（住所）	●●●●●
最大受電電力	●●●●●kW
アクセス設備の運用開始希望日	●●年●●月●●日

3. 接続検討結果

(1) 希望受電電力に対する連系可否

- (a) 連系可否：否
- (b) (連系否の場合) 否とする理由：申込者が連系に必要な配電用変電所の増強を希望していないため。
- (c) (連系否の場合) 代替案または代替案を示せない理由：代替案である配電用変電所の増強について、申込者から希望しないとの意思表示があったため、代替案の提示は行いません。なお、貴社連系による順潮流により、設備健全時に●●変電所●●号変圧器の設備容量（熱容量）を超過することが確認されております。このため、貴社連系の条件として、当該変圧器の増強が必要となります。
- (d) (連系否の場合) 連系可能な最大受電電力：代替案である配電用変電所の増強について、申込者から希望しないとの意思表示があったため、連系可能な最大受電電力の提示は行いません。

以上

《負担可能上限額を超過した場合の回答例》

1. 申込者等の概要

申込者	●●●●●（受付番号：●●●●）
検討者	●●●株式会社

2. 接続検討の申込内容

発電者の名称	●●●●●
発電場所（住所）	●●●●●
最大受電電力	●●●●●kW
アクセス設備の運用開始希望日	●●年●●月●●日

3. 接続検討結果

(1) 希望受電電力に対する連系可否

- (a) 連系可否：否
- (b) (連系否の場合) 否とする理由：連系に必要な工事費が、申込者が提示した負担可能上限額を超過するため。
- (c) (連系否の場合) 代替案または代替案を示せない理由：
《記載例1：配電用変電所・配電塔の増強と配電線以下工事で負担可能上限額を超過する場合》
 代替案である配電用変電所および配電線以下の増強について、申込者が提示した負担可能上限額を超過するため、代替案の提示は行いません。
 なお、貴社連系による順潮流により、設備健全時に●●変電所●●号変圧器の設備容量（熱容量）を超過することが確認されております。このため、貴社連系の条件として、当該●●号変圧器の増強が必要となります。また、近傍に存在する配電系統のうち、貴社受電設備に最も近く連系が可能な●●V●●線での架空線工事が必要となります。
 これらの工事費負担金概算は●●●●万円（消費税等相当額を含む）となります。
- (d) (連系否の場合) 連系可能な最大受電電力：代替案である配電線以下の増強について、申込者が提示した負担可能上限額を超過するため、連系可能な最大受電電力の提示は行いません。

以上



1.2 系統連系保証金の増加（5%→10%）について

- 蓄電池の接続検討申込件数が急増したことを受け、発電設備等の系統アクセス手続きに関する規律が強化されました。

系統アクセス手続きの規律強化の具体的な内容

【高圧・特別高圧への契約申込みの系統連系保証金額を回答書負担金額の5%から10%へ変更】

系統用蓄電池について規律強化の対象となり、系統連系保証金が**10%**となります。

発電設備が併設する場合は「系統充放電する蓄電池」が主たる発電設備となる場合に系統連系保証金が**10%**となります。

① 需要併設蓄電池

蓄電池の設備容量 ≥ 需要の設備容量の場合 保証金 **10%**

蓄電池の設備容量 < 需要の設備容量の場合 保証金 5%

② 系統用蓄電池

保証金 10%

③ 電源（再エネ含）併設蓄電池

蓄電池の設備容量 ≥ 太陽光電源等（蓄電池以外）の設備容量 の場合 保証金 **10%**

蓄電池の設備容量 < 太陽光電源等（蓄電池以外）の設備容量 の場合 保証金 5%

【発電設備が併設する場合】



1.3 系統用蓄電池における一事業者あたりの接続検討数の上限設定について

- 一事業者あたりの系統用蓄電池の接続検討上限数設定について、2026年8月1日より運用を開始することが国の審議会等で整理され、東京電力PG管内では11件が上限値となります。

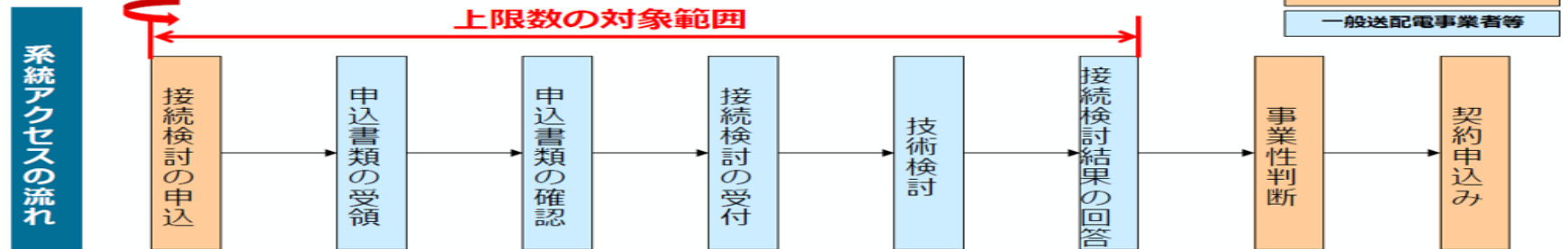
これにより、一事業者あたりの接続検討数の上限数（11件）を超える申込みについては、接続検討数が上限未満となった後に再度お申込みいただくこととなります。

適用範囲

		8/1より前の状況	8/1以降の状況	
パターンA	上限数	未受付	上限超過	上限数を超過する未受付分には上限数を適用する
		受付済み	受付済み	上限数を超過した分も含めて、従来どおり回答する
パターンB	上限数	未受付	上限超過	上限数を超過する未受付分には上限数を適用する
		受付済み	受付手続き 受付済み	上限数を超過していない未受付分には受付手続きを継続する 受付済み分は従来どおり回答する
パターンC	上限数	未受付	上限超過	上限数を超過する未受付分には上限数を適用する
			受付手続き	上限数の範囲内で受付手続きを継続する

2026/4/16 第10回次世代系統WG 資料2 抜粋

上限を超える分は接続検討回答後に改めて申込み



2026/3/27 第9回次世代電力
系統WG資料1 抜粋



1.4 契約申込みにおける事業用地の使用権原の提出を要件化について

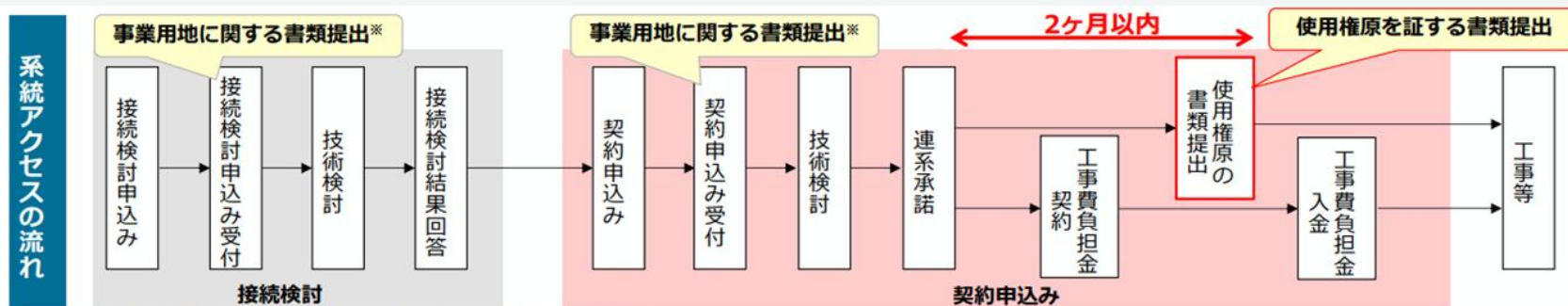
■ 契約申込みにおける事業用地の使用権原の提出を要件化

連系承諾から2ヶ月以内に使用権原を証する書類の提出を求めることとし、提出されない場合は連系予約を取り消すこととなります。（2026年10月施行予定）

※詳細は準備が整い次第、ホームページ等でご案内をさせていただきます。

第6回次世代システムワーキング(2025年12月24日) 資料3

- 第5回次世代電力システムワーキング（2025年11月14日）において、契約申込みのプロセスにおいて、事業用地における使用権原を証する書類の提出を系統接続に係る契約の要件とすることとした。
 - 提出のタイミングについて、契約申込み時等に用地の交渉を行いつつ、連系承諾以降に土地を取得することが多い実態を踏まえると、連系承諾から2ヶ月以内に使用権原を証する書類（土地の登記簿謄本、賃貸借契約書の写し等）の提出を求めることとしてはどうか。その上で、期限内に使用権原を証する書類が提出されない場合は、連系予約を取り消すこととしてはどうか。
 - また、FIT/FIP制度を利用する電源については、同制度で既に使用権原を証する書類の提出が求められていることから、系統アクセス手続きにおける本要件の対象電源を非FIT/非FIP電源※とすることとしてはどうか。
- ※FIT/FIP制度を利用予定だった電源において、利用を取りやめた場合には速やかに書類を提出することとする。また、要件逃れの為に虚偽の申請を行った場合においても、連系予約を取り消すこととする。
- なお、FIT/FIP制度において、例えば、環境影響評価（アセス）が必要となる電源については、土地の使用権原の取得に長期を要するため、書類が揃わない場合、認定日の翌日から起算して3年が計画した日を提出期限とするといった対応が行われているところ、本要件化においても合理的な理由が認められる場合に限り提出期限を延長するといった対応を行うこととしてはどうか。



※事業用地に関する書類提出のタイミングでは、使用権原の取得は求めない。



1.5 概算工期提示および接続検討運用方法

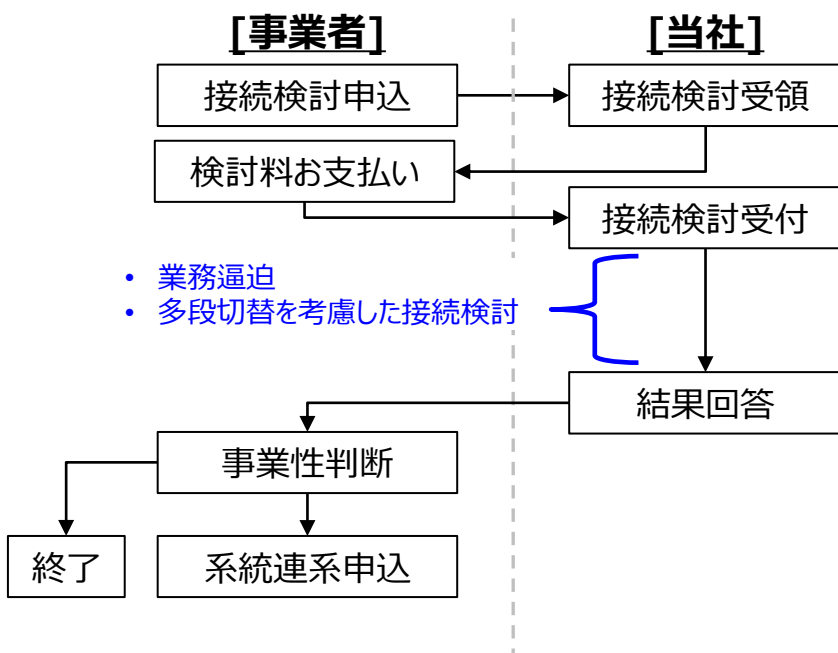
■ 東京電力パワーグリッド独自の取り組み紹介

2026年4月1日より高圧においても接続検討申込み時に概算工期をお知らせする取り組みを試験的に開始いたしました。

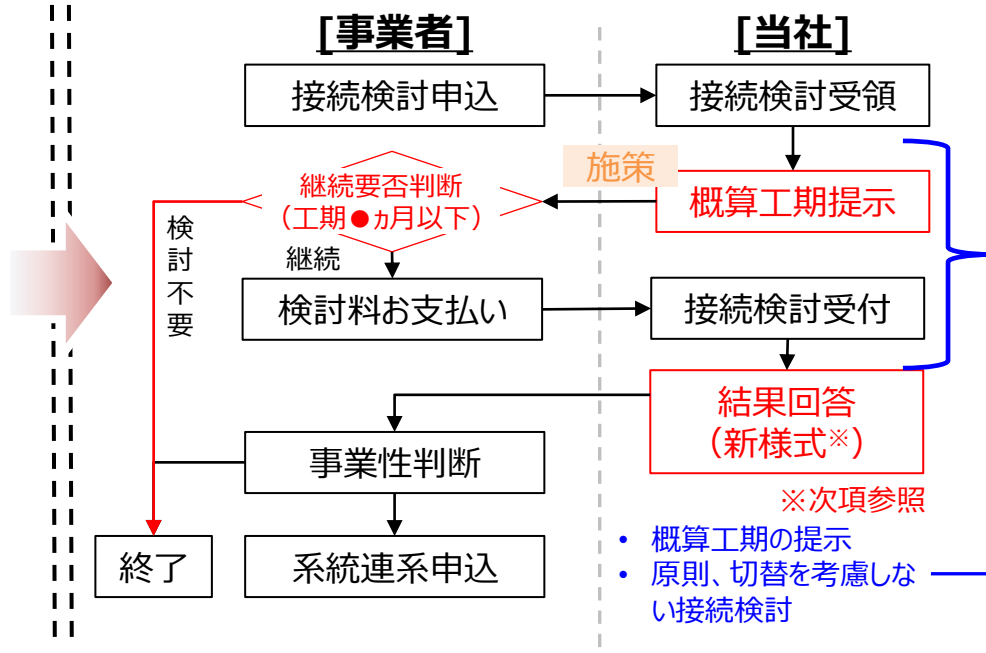
配変バンクおよび配電線にて運用容量の超過が見込まれ、大規模な対策工事が想定される場合については概算工期をご提示を開始いたしました。

※接続検討申込時点で配変バンクおよび配電線にて運用容量の超過が見込まれない場合については、概算工期はお示しせず、詳細は接続検討回答書にて回答させていただきます。

これまでの接続検討の流れ



新たな接続検討の流れ





1.5 概算工期提示および接続検討運用方法

■東京電力パワーグリッド独自の取り組み紹介

高圧での接続検討申込に伴う概算工期のお知らせ

配変バンクや配電線にて運用容量の超過が見込まれ、大規模な対策工事が想定される場合には、申込時点で概算工期をご提示いたします。

※運用容量の超過が見込まれない場合は、概算工期の提示は行わず、詳細については接続検討回答書にてご案内いたします。

接続検討申込に伴う概算工期のお知らせ (高圧版)	
作成日 ● 年 ● 月 ● 日	
1. 申込者等の概要	
管理番号	JK●GHZ●●●●
検討者	東京電力パワーグリッド株式会社
2. 接続検討の申込内容	
送電所名	●●送電所
送電場所(住所)	東京都●●区●●町●丁目
最大受電電力	●● kW
3. 概算工期(下記の「概算工期のお知らせについて」の通り、概算工期をお知らせいたします)	
配変バンクおよび配電線にて運用容量の超過が見込まれるため、大規模な対策工事が必要となり、概算工期(受給契約申込後～工事完了)は ● 月以上となります。 ※今後、他事業者さまの電力受給契約申込に伴う系統状況変化や占用協議などの理由により、変動する可能性があることについて、ご留意いただきますようお願いいたします。	
4. 接続検討に関するご案内	
・接続検討の実施をご希望の場合 接続検討料のお支払いをお願いいたします。 検針料の入金確認および申込書類の不備解消を確認次第、接続検討を開始いたします。 ・接続検討申込の取り下げをご希望の場合 下記アドレス宛に「管理番号」と「取り下げ希望」の旨をご連絡ください 【連絡先アドレス】02tepconsc@tepco.co.jp	
概算工期のお知らせについて (1) 接続検討のお申込みに対する概算工期の提示について 分散型電源が集中することにより、近年では対策工事が大規模となる傾向にあり、有償の接続検討を行っても配電系統の大規模な対策工事が発生する場合には連系に至らない事例をお見受けします。この様な事例では、十分なお客さま満足度を確保していないのではないかと考え、当社では配電系統の大規模な対策工事が見込まれるものについては対策工場の工事規模を確認し、概算工期を接続検討お申し込み時にお示しすることとしています。この取組みは接続検討に比べて概算工期を早期にお示しすることができることから、お客さまにとって接続検討の要否判断にお役立ていただけるものと考えております。 (2) 概算工期をお示しする分類について 配変バンクおよび配電線にて運用容量の超過が見込まれ、大規模な対策工事が想定される場合には概算工期をご提示いたします。一方で、現時点で配変バンクおよび配電線にて運用容量の超過が見込まれない場合については、概算工期はお示ししないため、詳細は接続検討回答書にて回答いたします。なお、回答内容につきましては、今後、他事業者さまの電力受給契約申込に伴う系統状況変化や占用協議などの理由により、変動する可能性があることについて、ご留意いただきますようお願いいたします。詳細検討をご要望の際は接続検討の回答書にてご確認ください。	



1.5 概算工期提示および接続検討運用方法

■東京電力パワーグリッド独自の取り組み紹介

特別高圧での接続検討申込に伴う概算金額・概算工期のお知らせ

接続検討申込時点で、必要となる対策工事の規模や内容を踏まえ、概算の工事費負担金および工期を提示いたします。

※系統状況によっては、詳細な金額や工期については接続検討回答書にて変更となる場合がございます。

事前相談・接続検討のお申込みに対する試験的な取り組みについて

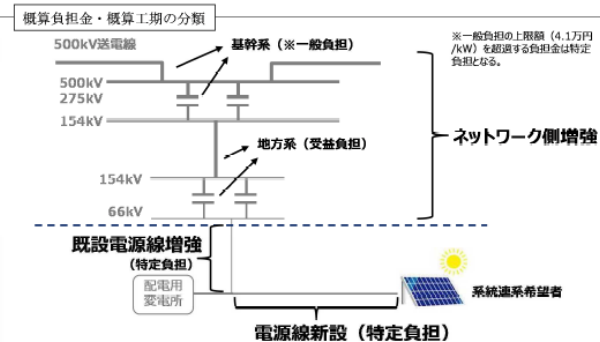
(1) 事前相談・接続検討のお申込みに対する試験的な取り組みについて

分散型電源が集中することにより、近年では対策工事が大規模となる傾向にあります。有償の接続検討を行っても工期・負担金の観点から連系に至らない事例をお見受けします。このような事例では、十分なお客さま満足を齎していないのではないかと考え、当社では過去の検討結果を集約し、概算負担金・概算工期を無償の事前相談回答時又は接続検討申し込み時でお示しする取り組みを行うことといたしました。この取り組みは接続検討に比べて概算の負担金・工期を早期にお示しすることができることから、お客さまにとって事業性の判断にお役立ていただけるものと考えております。

(2) 概算負担金・概算工期をお示しする分類について

下図のとおり、ネットワーク側増強、電源線増強に分類してお示しいたします。ただし、ネットワーク側増強、既設電源線増強については、過去の検討結果や最新の系統状況を踏まえて、お示しできる適切な情報をご用意できない場合がございます。その場合には、新設電源線の部分に限り、概算負担金・概算工期をお示しさせていただきます。

お示しする概算負担金・概算工期は事前相談申込み又は接続検討申込みの受電地点を基に概算算出したものであり、詳細検討をご要望の際は接続検討の手続きが必要となります。



以上

2021年 ●月 ●日

東京電力パワーグリッド株式会社

概算負担金・概算工期のお知らせ

(1) 概算負担金・概算工期

① ネットワーク側増強
概算負担金 ●●百円 (税込)
概算工期 ●●年

すべてご回答できる場合

② 既設電源線増強
概算負担金 ●●百円 (税込)
概算工期 ●●年

③ 電源線新設
概算負担金 ●●百円 (税込)
概算工期 ●●年

③のみご回答する場合

① ネットワーク側増強
詳細な検討が必要なため接続検討において負担金・工期を回答いたします

② 既設電源線増強
詳細な検討が必要なため接続検討において負担金・工期を回答いたします

③ 電源線新設
概算負担金 ●●百円 (税込)
概算工期 ●●年

(2) 概算負担金、概算工期に関する補足事項

今回ご提示する概算負担金、概算工期は、接続検討より早めに情報を提供することで、事業者様における事業性評価に少しでもお役に立てればと考えております。早めの情報提供を指向しております都合上、概算負担金、概算工期について以下の様々な変動要因は考慮しておりませんのでご了承下さい。

- 送電距離の評価誤差による変動
- 連系方式（架空線・地中線）による変動（上記は架空線の場合）
- 周辺の電源申込状況の変化による変動
- ネットワーク側、電源線の共用による変動
- 設備増強や費用負担に関する制度変更に伴う変動

接続検討回答時の事業性評価の材料として、ご参考にして頂ければ幸いです。

以上



1. 改定内容のご紹介

- 1.1 上位系統増強の希望有無および負担可能上限額の確認について
- 1.2 系統連系保証金の増加（5%→10%）について
- 1.3 系統用蓄電池における一事業者あたりの接続検討数の上限設定について
- 1.4 契約申込みにおける事業用地の使用権原の提出を要件化について
- 1.5 概算工期提示および接続検討運用方法

2. 託送サービス概要

- 2.1 電力小売託送サービス基本概要
- 2.2 非FIT制度時の電力小売託送サービス

3. 申込書記載方法

- 3.1 接続検討 必要書類
- 3.2 接続検討申込書 記載方法
- 3.3 発電量調整供給契約 必要書類
- 3.4 発電量調整供給契約申込書 記載方法
- 3.5 系統連系申込書添付資料1-1 記載方法

4. 補足資料

- 4.1 蓄電池設備における託送料金の特別措置の概要
- 4.2 蓄電池の分類
- 4.3 蓄電池における特別措置の適用
- 4.4 お申込の流れ
- 4.5 スムーズなお手続きに向けたお願い



2.1 電力小売託送サービス基本概要

接続供給サービスとは、小売電気事業者等が発電・調達（振替供給サービスで受け取られた電気を含む）した電気を、一般送配電事業者（当社）がいったん受け取り、送配電ネットワークを通じて、同時に別の場所の同じ小売電気事業者等にお届けすることをいいます。
なお、需要量の変化により供給量が不足した際に、その不足する電気を補給することもあります。



※小売電気事業とは、一般の需要に応じ電気を供給する事業をいいます。（電気事業法2条2号）

※小売電気事業者とは、小売電気事業を営むことについて経済産業大臣の登録を受けた者をいいます。（同2条3号）



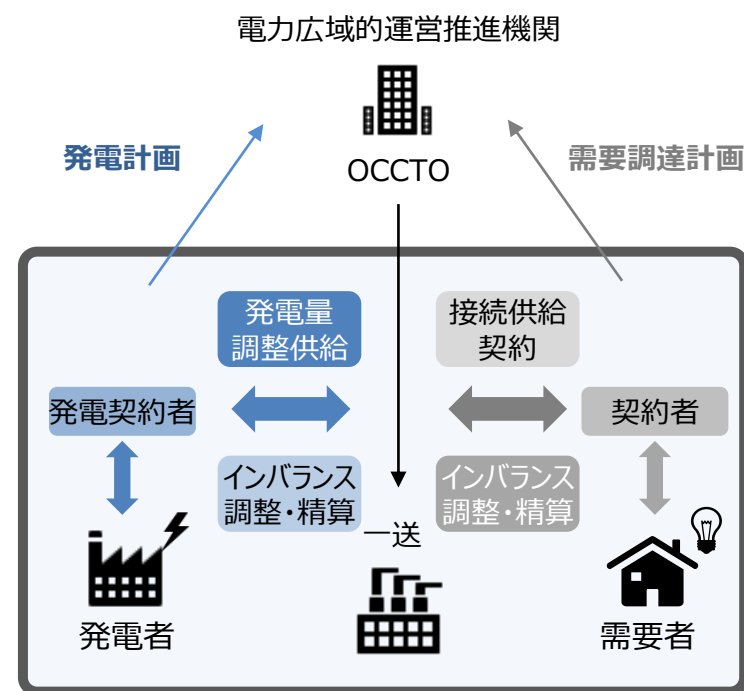
2.2 非FIT制度時の電力小売託送サービス(概要)

FIT制度を利用せず小売託送サービスを利用する際は、計画値同時同量※1への対応が必要となるため「発電量調整供給契約」を利用します。

発電量調整供給契約

契約イメージ

契約概要	発電事業者等が発電した、接続供給サービスに係る電気を当社が受け取り、送配電ネットワークを通じて、同時に発電契約者にあらかじめ申し出ていただいた量の電気を供給する契約。なお出力変動等により発電量が不足した際に、その不足した電気の量を補給することも含む
対象発電設備	- FIT制度対象とならない発電設備（LNG火力、非FITの再生エネルギー発電所等。系統側蓄電池を含む） 「再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法」によるFIP認定発電設備
契約者	発電契約者（小売電気事業者が担う場合が多い）
主な契約条件	- 発電契約者が発電量調整受電計画電力量に応じて電気を供給すること - 発電者が発電する電気が当社が行う託送供給に係るものであること - 発電者が電気設備を当社の供給設備に電氣的に接続するにあたり、電気設備に関する技術基準、その他の法令等にしがたが、かつ、託送供給等約款別冊に定める系統連系技術要件を遵守して、当社の供給設備の状況等を勘案して技術的に適当と認められる方法によって連系すること - 高圧または特別高圧で供給する場合は、発電契約者および発電者が当社からの給電指令にしたがうこと - 発電契約者が、発電者に託送供給等約款における発電者に関する事項を遵守させ、かつ、発電者が託送供給等約款における発電者に関する事項を遵守する旨の承諾をすること



次ページ詳細 ➡

※1 発電事業者や小売電気事業者などが30分単位で発電計画と発電実績、需要計画と需要実績を一致させるように調整をおこなう仕組み。



2.2 非FIT制度時の電力小売託送サービス(利用に必要な契約)

非FITにて電力小売託送サービスを用い発電した電力を小売電気事業者に売電する際、送配電事業者と締結が必要となる契約が主に3つございます。

① 基本契約

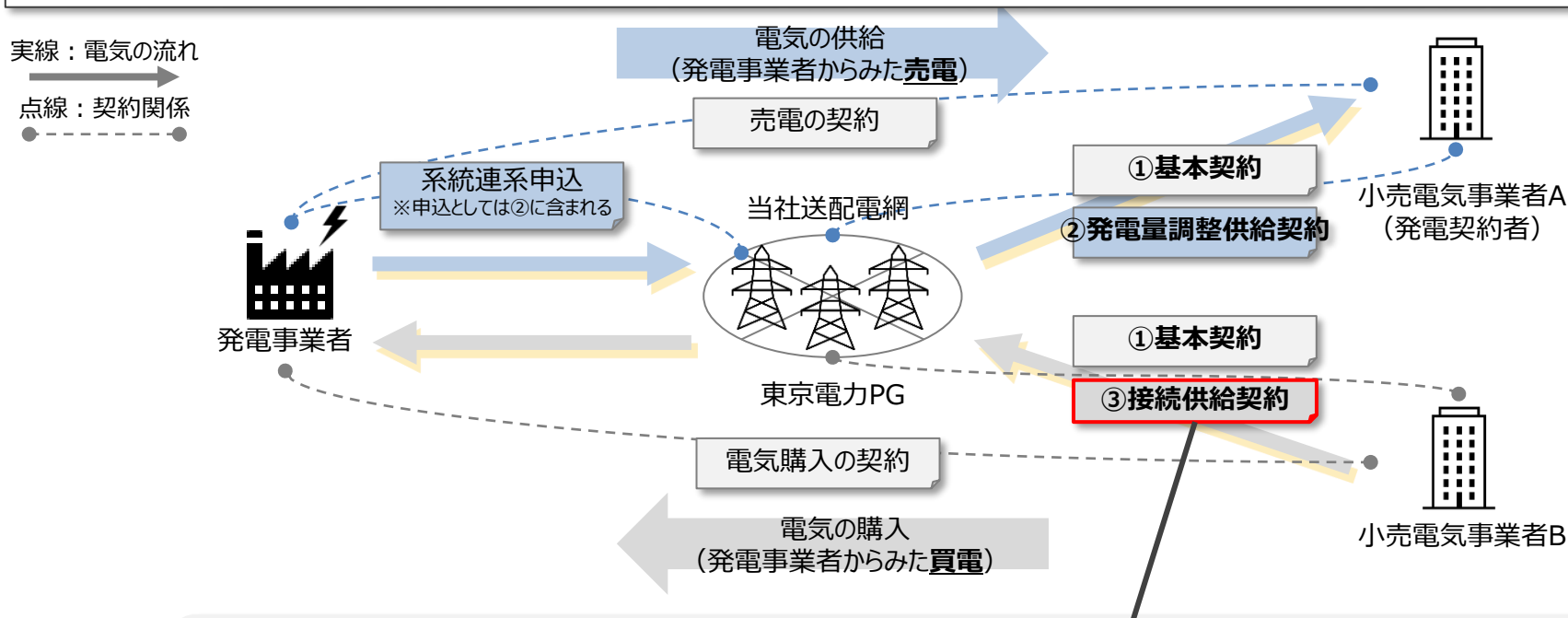
託送サービス（接続供給・振替供給・発電量調整供給）を希望される場合、供給地点・受電地点のお申し込みに先立ち必要となる契約

② 発電量調整供給契約

発電契約者が小売電気事業等のために発電した電気を当社が受電し、当社の送配電ネットワークを介して、同時に、その受電した場所において、発電契約者があらかじめ当社に申し出た量の電気を、発電計画通りに供給する旨を合意するもの

③ 接続供給契約

小売電気事業者等の契約者が、小売電気事業等のために調達した電気を当社が受電し、当社の送配電ネットワークを介して、同時に、当社供給区域内における電気の利用者へ送り届けるとともに、需要の変動に応じた電気の量を、当該契約者に供給する旨を合意するもの



「③接続供給契約」の締結漏れにより工事開始日がずれ込み運用開始希望日までに工事が完了できない事案が多発しております。発電契約者様は発電事業者様へ「電気購入先となる小売り事業者の選定及び、それに伴う接続供給契約」を漏れなく実施するようお願いください



1. 改定内容のご紹介

- 1.1 上位系統増強の希望有無および負担可能上限額の確認について
- 1.2 系統連系保証金の増加（5%→10%）について
- 1.3 系統用蓄電池における一事業者あたりの接続検討数の上限設定について
- 1.4 契約申込みにおける事業用地の使用権原の提出を要件化について
- 1.5 概算工期提示および接続検討運用方法

2. 託送サービス概要

- 2.1 電力小売託送サービス基本概要
- 2.2 非FIT制度時の電力小売託送サービス

3. 申込書記載方法

- 3.1 接続検討 必要書類
- 3.2 接続検討申込書 記載方法
- 3.3 発電量調整供給契約 必要書類
- 3.4 発電量調整供給契約申込書 記載方法
- 3.5 系統連系申込書添付資料1-1 記載方法

4. 補足資料

- 4.1 蓄電池設備における託送料金の特別措置の概要
- 4.2 蓄電池の分類
- 4.3 蓄電池における特別措置の適用
- 4.4 お申込の流れ
- 4.5 スムーズなお手続きに向けたお願い



3.1 接続検討必要書類(高圧)

供給電圧が「**高圧**」の、「**接続検討申込**」の申請を行う場合、必要書類は下記となります。

書類名	シート名	電源種別によって記載要否が異なります。ご注意ください	電源種別ごとの記載要否	
			太陽光・蓄電池 ※2	その他 ※3
接続検討申込書	様式 1 (接続検討申込書)		○	○
	様式 2 (発電設備等の概要)		○	○
	様式 3 の 1 (回転機)			○
	様式 3 の 2 (直流発電設備等)		○	
	様式 3 の 3 (系統連系保護リレー)		○	○
	様式 3 の 4 (二次励磁機)			○
	様式 3 の 5 (逆変換装置)		○	△※4
	様式 4 の 1 (負荷設備および受電設備)		○	○
	様式 5 の 1 (主発電機系ブロック図-励磁系-)			○
	様式 5 の 2 (主発電機系ブロック図-ガバナ系-)			○
	様式 5 の 3 (設備運用方法-発電機運転パターン、受電地点における受電電力パターン-)		○	○
	様式 5 の 4 (単線結線図)		○	○
	様式 5 の 5 (設備配置関連-設備レイアウト図-)		○	○
	様式 5 の 6 (設備配置関連-敷地平面図-)		○	○
	様式 5 の 7 (発電場所周辺地図)		○	○
	様式 5 の 8 (工事工程表)		○	○
	様式 5 の 9 (風力発電の出力特性-出力変化速度-)			○
	様式 5 の 10 (風力発電の出力特性-カットイン/カットアウト特性-)			○
	様式 5 の 11 (風力発電の出力変動対策の方法)			○
	様式 5 の 12 (火力等の周波数調整機能の仕様・性能)			○
蓄電池併設情報確認シート	—		△※5	△※5
セルフチェックシート	—		○	○

※1 太陽光と蓄電池併設の記載例も含まれます

※2 単体/太陽光と蓄電池併設/太陽光蓄電池ハイブリッド/PCS2次側蓄電池も含まれます

※3 太陽光以外の電源種別と蓄電池の併設も含まれます

※4 太陽光以外の電源種別でも、PCSを設置する場合はご提出ください

※5 電源種別に関わらず、蓄電池を併設する場合にご提出ください



3.1 接続検討必要書類(特別高圧)

供給電圧が「**特別高圧**」の、「**接続検討申込**」の申請を行う場合、必要書類は下記となります。

書類名	シート名	電源種別によって記載要否が異なります。ご注意ください	電源種別ごとの記載要否			
			太陽光・蓄電池※1	風力	火力	その他
接続検討申込書	様式 1		○	○	○	○
	様式 2		○	○	○	○
	様式 3 (同期機)			○※2	○	○※2
	様式 3 (誘導機)			○※2		○※2
	様式 3 (二次励磁機)			○※2		○※2
	様式 3 (逆変換装置)			○※2		○※2
	様式 3 (保護リレー)	○	○	○	○	○
	様式 4 (変圧器・線路)	○	○	○	○	○
	様式 4 (受電設備)	○	○	○	○	○
	様式 4 別紙 1, 2 (高調波)	○	○	○	○	○
	様式 4 (給電情報)	○	○	○	○	○
	様式 5 の 1 (発電機制御系ブロック図-励磁系-)			○	○	○※2
	様式 5 の 2 (発電機制御系ブロック図-ガバナ系-)			○	○	○※2
	様式 5 の 3 (発電機の飽和特性)			○	○	○※2
	様式 5 の 4 (単線結線図)	○	○	○	○	○
	様式 5 の 5 (設備運用方法-発電機運転パターン、受電地点における受電電力パターン-)	○	○	○	○	○
	様式 5 の 6 (設備配置関連-主要設備レイアウト図-)	○	○	○	○	○
	様式 5 の 7 (設備配置関連-敷地平面図-)	○	○	○	○	○
	様式 5 の 8 (発電場所周辺地図)	○	○	○	○	○
	様式 5 の 9 (保護リレーブロック図)	○	○	○	○	○
	様式 5 の 10 (制御電源回路図)	○	○	○	○	○
	様式 5 の 11 (インピーダンスマップ)	○	○	○	○	○
	様式 5 の 12 (工事工程表)	○	○	○	○	○
	様式 5 の 13 (火力等の周波数調整機能の仕様・性能)				○	○※2
	様式 5 の 13 別紙 1 (火力等の周波数調整機能の仕様・性能-出力低下防止機能特性-)				○	○※2
	様式 5 の 14 (風力発電の出力特性-出力変化速度-)			○		
	様式 5 の 15 (風力発電の出力特性-カットイン/カットアウト特性-)			○		
	様式 5 の 16 (周波数調定率)			○		
	様式 5 の 17 (風力発電の出力変動対策の方法)			○		
	様式 5 の 18 (変圧器 励磁特性曲線)	○	○	○	○	○
蓄電池併設情報 確認シート	—		△※3	△※3	△※3	△※3

※1 太陽光と蓄電池の併設も含みます

※3 電源種別に関わらず、蓄電池を併設する場合にご提出ください

※2 発電設備または電源種別により記載要否が異なります。各記載例内に記載要否に関する記載も一部ございますので、ご参考ください

20



3.2 接続検討申込書 記載方法(改訂版申込書の紹介)

独自に当社にて高圧用（6 k V）の接続検討申込書の改訂を行っております。
事業者様の負担が軽減されるような申請書になっておりますので、是非ご活用ください。

当社作成の改訂版の接続検討申込書

- ・ 接続検討申込書の高圧用（6 k V）改訂版(太陽光・蓄電池単独)をリリースしております。
- ・ 事業者様の負担を軽減するように、申込書に工夫をしました。

入力シート

①必須項目全てを入力

入力項目は残り 79 項目

②各様式に自動転記

③様式1~4まで作成完了

様式1 ✓

様式2 ✓

様式3 ✓

様式4 ✓

残りの入力項目数を表示し、
入力が漏れている項目がないかを確認できるようになっております。

入力必須な項目がハイライトされるため、
どこを入力すべきか、一目瞭然でわかります

計算が必要な項目は計算式が組み込まれているため、
ご自身での計算は不要になります

同一内容記載項目は1か所に記載すれば、自動転記されるため、
入力項目数が従来より少なくなります



3.3 発電量調整供給契約必要書類

「発電量調整供給契約申込」の必要書類は下記となります（書類は高圧・特別高圧共通）

⚠ 電源種別によって記載要否が異なります。ご注意ください

書類名	電源種別ごとの記載要否		
	太陽光※1	蓄電池	その他※2
発電量調整供給兼基本契約申込書	○	○	○
発電量調整供給兼基本契約申込書別紙【発電設備の概要】	○	○	○
系統連系申込書	○	○	○
系統連系申込書添付資料1-1			○
系統連系申込書添付資料1-1（太陽光(複数設置時)）	○		
系統連系申込書添付資料1-1（系統用蓄電池設備設置の場合）		○	
系統連系申込書添付資料1-2			○
系統連系申込書添付資料1-3（春夏秋冬の運転パターン）	○	○	○
接続検討回答書のPDF	○	○	○
仕様書（パネル・PCS等）	○	○	○
単線結線図	○	○	○
敷地平面図：構内柱（1号柱）および引込柱等が記載された付近図もしくは配置図	○	○	○
出力制御機能付PCS等の仕様確認依頼書	○	○	○
ノンファーム型接続同意書（発電量調整供給契約）	○※3	○※3	○※3
発電量調整供給に関する契約上の地位の移転について	△※4	△※4	△※4
接続検討の要否確認依頼書	△※5	△※5	△※5
セルフチェックシート	○	○	○
出力制限証明書	△※6	△※6	△※6

※1 太陽光と蓄電池併設も含まれます

※2 太陽光以外の電源種別と蓄電池併設も含まれます

※3 2023年3月末までに接続検討料を入金し、ファーム型適用の回答書を持っている方は、ノンファーム型接続同意書は不要です

※4 接続検討時の名義と発電契約者に相違がある場合はご提出ください

※5 接続検討時の申込内容から発電設備に変更がある場合（増設以外）はご提出ください
その際、蓄電池併設情報確認シート・セルフチェックシートも併せてご提出ください

※6 PCSの定格出力を仕様書と異なる出力へ制限する場合のみ、PCSを出力制限することの証明書類をご提出ください



3.4 発電量調整供給契約申込書 記載方法

発電量調整供給契約申込み時、下記の主要 3 様式について皆さまに確認をお願いするケースがございます。速やかな契約承諾に向けてご協力をお願いいたします。

#	■ 様式書類名
1	発電量調整供給兼基本契約申込書
2	発電量調整供給兼基本契約申込書 別紙
3	系統連系申込書添付資料 1 - 1

発電量調整供給兼基本契約申込書の押印が不要となりました

様式PP2-202504
年 月 日

御中

発 電 量 調 整 供 給 兼 基 本 契 約 申 込 書

発電量調整供給等に関する契約について、貴社の託送供給等約款を承認のうえ、以下のとおり申込みます。

なお、受電側接続検討申込書および回答書内容を前提として申込みます。

1. 発電契約者等

発 電 契 約 者 名	名 称 :	
	役 職 :	
	氏 名 :	
	住 所 :	



3.4 発電量調整供給契約申込書別紙 記載方法

発電量調整供給兼基本契約申込書別紙【発電場所の概要】記載方法 前ページ続き

■ 接続検討申込書【様式2】

6. 発電設備等の定格出力合計と同値

■ 連絡先は必ず記入願います

■ その他記載事項

- ・系統コードを記載ください（表A参照）
- ・系統用蓄電池の場合は
「特別措置適用：有・無」
「早期連系追加対策（充電制限）：有・無」
- ・「自己託送」「余剰買取」「F I P」「試運転」
「複数買取」「混焼バイオマス（FIT・非FIT）」
の場合は、その旨を記載願います

表A

契約締結前までには下記3点が必須となります。
提出時未記入でも受付可能ですが、決定次第あ
らためて連絡をお願いいたします。

1 発電量調整供給申込前の基本契約の締結

2 系統コード

3 B Gコード

発電設備容量（合計）		今回：	1,990	kW	従来：		kW
発電者窓口 連絡先	会社・所属	〇〇電気管理事務所 所属：△△部					
	住所	〒 123 - 4567 〇〇県〇〇市〇-〇-〇					
	氏名	△△ △△		電話番号	04-1234-5678		
	E-mail	*****@〇〇〇.co.jp					
工事費負担金および 系統連系保証金	請求書の宛名	(選択して下さい)					
	請求書の送付先	(選択して下さい)					
系統連系受電サービス料金 請求先 (発電者窓口連絡先と同じ場合は記載不要)	会社・所属						
	住所	〒 -					
	氏名			電話番号			
	E-mail						
主任技術者名 連絡先		会社・所属	〇〇電気管理事務所 所属：△△部				
		氏名	△△ △△		電話番号	04-1234-5678	
発電種類（新設）		(選択して下さい)			発電種類（既設）		(選択して下さい)
発電B Gコード		12345			系統コード		12345
固定価格買取制度の利用有無		(選択して下さい)					
F I P制度の利用有無		(選択して下さい)					
事業計画認定日 ※F I T制度またはF I P制度の利用が できる日の前日		●●●●年●●月●●日					
揚水・蓄電池特措の適用有無		(選択して下さい)					
本申込に関連する接続検討回答書 (又は要否確認回答書)の 接続供給申込み提出有無		●●●●年●●月●●日（管理番号：●●●●）					
		(選択して下さい)					
その他特記事項		系統充電の有無： 選択してください					
		早期連系追加対策（充電制限）の有無： 選択してください					
		・受電地点が（複数買取or全量買取）となります。					
		・自動検針方式：携帯方式希望					
		・設備認定IDを記載					
		・固定価格買取制度からFIT制度へ移行される場合はその旨を記載してください					



3.5 系統連系申込書添付資料1-1 記載方法

系統連系申込書添付資料 1 - 1（太陽光発電設備を複数設置の場合） 記載方法のご説明

PG申請用-2025/01/20

系統連系申込書添付資料 1 - 1（太陽光発電設備を複数設置の場合）

注 1

お客さま名	〇〇株式会社	電気主任技術者 ならびに連絡先	未定 ●●●●●●●●●●
申込区分	新設		

- 取替、撤去等される発電設備も含めて以下へご記載ください
- PCS 1 台に接続されるパネルごとにメーカー・型式・定格出力が異なる場合は、パネル①～③にそれぞれ分けて記載ください
- セット数の考え方
メーカー・型式・定格出力の同じPCS（そのPCSに接続しているパネルのメーカー・型式・定格出力も同じ）が複数台ある場合は、複数台まとめて1セットと考え、セット数にその複数台分記載してください。PCSごとに分けて記載する必要はありません
- 9セット以上設置する場合は、右の「添付資料 1-1（太陽光発電設備を複数設置の場合）」9
- 蓄電池を設置する場合は、メーカー・型式・容量を記載ください

注 2

EMSによる出力制御有無	無	PCS合計台数(セット数合計) ※自動転記のため入力不要	
制御後の合計出力	100 kW		

セット	申込区分	設備	製造メーカー	型 式	製 造 番 号	製 造
1	新設	PCS	A 社	〇〇20〇〇〇		無
		パネル①	A 社	〇〇345		120 W
		パネル②	B 社	〇〇300		
		パネル③				
		蓄電池	C 社			

注（1）：『お客さま名』

・「お客さま名」へ発電事業者さま名を記載願います。
発電所名を記載する誤ったケースが発生しておりますので、
提出前に確認ください。

注（2）：『EMSによる出力制御有無』

・PCSの合計出力を規定値に調整する手段としてEMSを使用される場合に入力してください。
・メーカー出荷時の出力制限により、PCS出力を規定値に制限される場合は、こちらを「無」として、「出力制限有無（PCS）」を「有」としてください。
・「有」の時は「制御後の合計出力」を記載してください。
・「無」の際は数値を記載しないでください。



3.5 系統連系申込書添付資料1-1 記載方法

系統連系申込書添付資料 1 - 1（太陽光発電設備を複数設置の場合） 記載方法のご説明

							注 3	注 4		注 5	
セット	申込区分	設備	製造メーカー	型 式	製 造 番 号	製 造 年 月	出力制限有無 (PCS)	定 格 出 力 (Wで記載してください)		認証区分 (PCS)	セット数
		PCS	A社	〇〇20〇〇〇			無	①	120 W	認証品	1
								②	100 W × 500 枚		
								③	W × 250 枚		
									W × 枚		
								パネル出力合計： 5000 W		選択してください	
								蓄電池容量： 100 kWh			
								W			
								W × 枚			
								W × 枚		選択してください	
								W × 枚			
								パネル出力合計： W			
								蓄電池容量： kWh			

注（３）：『出力制限有無（PCS）』

- ・PCSにメーカー出荷時の出力制限を適用する場合は「有」、それ以外の場合は「無」を選択してください。
- ・「有」の場合は必ずメーカー発行の出力制限証明書をご提出願います。
- ・メーカー出荷時の定格出力制限を行う場合：PCS出力制限証明書に記載のある、制限後の定格出力を記載願います。

注（４）：『定格出力』

- ①仕様書に記載のあるPCS 1 台あたりの定格出力を記載してください。
- ・EMSによる出力制御を行う場合：仕様書に記載の定格出力を記載してください。

注（３）：『出力制限有無（PCS）』

- ・PCSにメーカー出荷時の出力制限を適用する場合は「有」、それ以外の場合は「無」を選択してください。
- ・「有」の場合は必ずメーカー発行の出力制限証明書をご提出願います。
- ・メーカー出荷時の定格出力制限を行う場合：PCS出力制限証明書に記載のある、制限後の定格出力を記載願います。

注（４）：『定格出力』

- ①仕様書に記載のあるPCS 1 台あたりの定格出力を記載してください。
- ・EMSによる出力制御を行う場合：仕様書に記載の定格出力を記載してください。
- ②仕様書に記載のあるパネル 1 枚あたりの定格出力と、1 セット毎の枚数を記載してください。
- ③1つのPCSにパネルの型式・出力が異なる接続がある場合に記載ください。

注（５）：『セット数』

- ・メーカー、型式、定格出力が同一のPCSの台数をご記載ください。



3.5 系統連系申込書添付資料1-1 記載方法

系統連系申込書添付資料 1 - 1（系統用蓄電池設備） 記載方法のご説明

PG申請用-2025/4/11

系統連系申込書添付資料 1 - 1（系統用蓄電池設備設置の場合）

注 1

お客さま名	〇〇株式会社	電気主任技術者 ならびに連絡先	決定済 ●●●●●●●●●●
申込区分	新設		

- 取替、撤去等される発電設備も含めて以下へご記載ください
- セット数の考え方
メーカー・型式・定格出力の同じPCS（蓄電池のメーカー・型式・定格容量も同じ）が複数台ある場合は、複数台まとめて1セットと考え、セット数にその複数台分記載してください。PCSごとに分けて記載する必要はありません
- 7セット以上設置する場合は、系統連系申込書添付資料1-1（蓄電池）1-6セット」シートをコピーしてください

注 2

【発電設備情報】

EMSによる出力制御有無

制御後の合計出力

有	※自動転記のため入力不要	セット数合計	3	台	1-セット
100	kW				

セット	申込区分	設備	製造メーカー	型 式	製 造 番 号	製 造 年 月	定格出力 放電
1	新設	PCS	●●株式会社	▲▲-□□□	○○○○○	○○○○年○	
		蓄電池	●●株式会社	▲▲-□□□	○○○○○	○○○○年○	
2	選択してください	PCS					
		蓄電池					

注（1）：『お客さま名』

・「お客さま名」へ発電事業者さま名を記載願います。
発電所名を記載する誤ったケースが発生しておりますので、
提出前に確認ください。

注（2）：『EMSによる出力制御有無』

・PCSの合計出力を規定値に調整する手段としてEMSを使用される場合に入力してください。
・メーカー出荷時の出力制限により、PCS出力を規定値に制限される場合は、こちらを「無」として、「出力制限有無（PCS）」を「有」としてください。
・「有」の時は「制御後の合計出力」を記載してください。
「無」の際は数値を記載しないでください。



3.5 系統連系申込書添付資料1-1 記載方法

系統連系申込書添付資料 1 - 1（系統用蓄電池設備） 記載方法のご説明

系統用蓄電池における系統連系申込書添付資料 1 - 1 は専用書式がございます。

下記を参考に記入願います。

下記を参考に記入願います。

							注 1	注 2					
セット	申込区分	設備	製造メーカー	型 式	製 造 番 号	製 造 年 月	定格出力（放電） 放電可能時間	定格出力（充電） 充電可能時間	出力制限有無 (PCS)	定格容量	認証区分 (PCS)	セット 数	
1	新設	PCS	●●株式会社	▲▲-□□□	○○○○○-○○	○○○○年○○月	1999 kW	2000 kW	有		認証品	3	
		蓄電池	●●株式会社	▲▲-□□□	○○○○○-○○	○○○○年○○月	2.9 時間	3.0 時間		1500 kWh × 4 台 = 6000 kWh			
							kW	選択してください			選択してください		
							時間			kWh × 台 = kWh			
							kW	選択してください			選択してください		
							時間			kWh × 台 = kWh			

注（１）：『定格出力』

- ・仕様書に記載のあるPCS 1 台あたりの定格出力を記載してください。
- ・メーカー出荷時の定格出力制限を行う場合：PCS出力制限証明書に記載のある、制限後の定格出力を記載願います。
- ・EMSによる出力制御を行う場合：仕様書に記載の定格出力を記載してください。

注（２）：『出力制限有無（P C S）』

- ・PCSにメーカー出荷時の出力制限を適用する場合は「有」、それ以外の場合は「無」を選択してください。
- ・「有」の場合は必ずメーカー発行の出力制限証明書をご提出願います。

注（１）：『定格出力』

- ・仕様書に記載のあるPCS 1 台あたりの定格出力を記載してください。
- ・メーカー出荷時の定格出力制限を行う場合：PCS出力制限証明書に記載のある、制限後の定格出力を記載願います。
- ・EMSによる出力制御を行う場合：仕様書に記載の定格出力を記載してください。

注（２）：『出力制限有無（PCS）』

- ・PCSにメーカー出荷時の出力制限を適用する場合は「有」、それ以外の場合は「無」を選択してください。
- ・「有」の場合は必ずメーカー発行の出力制限証明書をご提出願います。



3.5 系統連系申込書添付資料1-1 記載方法

系統連系申込書添付資料 1 - 1（系統用蓄電池設備） 記載方法のご説明

系統用蓄電池における系統連系申込書添付資料 1 - 1 は専用書式がございます。

下記を参考に記入願います。

セット	申込区分	設備	製造メーカー	型 式	製 造 番 号	製 造 年 月	定格出力（放電） 放電可能時間		出力制限有無 (PCS)	注 3 定格容量		認証区分 (PCS)	注 4 セット数
							定格出力（放電） 放電可能時間	定格出力（充電） 充電可能時間		定格容量			
1	新設	PCS	●●株式会社	▲▲-□□□	○○○○○-○○	○○○○年○○月	1999 kW	2000 kW	有			認証品	3
		蓄電池	●●株式会社	▲▲-□□□	○○○○○-○○	○○○○年○○月	2.9 時間	3.0 時間		1500 kWh × 4 台 = 6000 kWh			
注（3）：『定格容量』 ・PCS1台に接続されている蓄電池の台数で記載してください。 ・1台の蓄電池に対して複数台のPCSが接続されている場合も、同様にPCS1台に接続されている蓄電池の台数で記載してください。									選択してください			選択してください	
										kWh × 台 = kWh			
注（4）：『セット数』 ・メーカー、型式、定格出力が同一のPCSの台数をご記載ください。									選択してください			選択してください	
										kWh × 台 = kWh			



1. 改定内容のご紹介

- 1.1 上位系統増強の希望有無および負担可能上限額の確認について
- 1.2 系統連系保証金の増加（5%→10%）について
- 1.3 系統用蓄電池における一事業者あたりの接続検討数の上限設定について
- 1.4 契約申込みにおける事業用地の使用権原の提出を要件化について
- 1.5 概算工期提示および接続検討運用方法

2. 託送サービス概要

- 2.1 電力小売託送サービス基本概要
- 2.2 非FIT制度時の電力小売託送サービス

3. 申込書記載方法

- 3.1 接続検討 必要書類
- 3.2 接続検討申込書 記載方法
- 3.3 発電量調整供給契約 必要書類
- 3.4 発電量調整供給契約申込書 記載方法
- 3.5 系統連系申込書添付資料1-1 記載方法

4. 補足資料

- 4.1 蓄電池設備における託送料金の特別措置の概要
- 4.2 蓄電池の分類
- 4.3 蓄電池における特別措置の適用
- 4.4 お申込の流れ
- 4.5 スムーズなお手続きに向けたお願い



4.1 蓄電池設備における託送料金の特別措置の概要

蓄電池における特別措置は託送供給契約に基づく措置となります。

蓄電池に系統から充電として供給された電気全てには託送料金が課されず、蓄電ロス分にはのみ託送料金が課され、それ以外は課金対象外となる特別措置「蓄電池特措」が適用することが可能となっております。

また、蓄電池設備を介した電気の供給については、託送料金が二重で課されることを避ける観点から、「蓄電ロス分」及び「放電分」にはのみ託送料金を課することができる仕組みを講じております。

【蓄電池における蓄電池特措適用時における託送料金・電力量のイメージ】



【蓄電池における蓄電池特措適用時における託送料金・電力量の算定方法】

託送料金課金対象電力・電力量 (kW・kWh)

$$= \left(\text{蓄電池 L 計量値} \right) \times \left(\text{ロス率 (協議値)} \right) + \left(\text{その他 L} \right)$$

協議により決定
 系統用蓄電池の場合はその他 L はありません
 併設蓄電池の場合は協議により決定



4.2 蓄電池の分類

系統充電の蓄電池は電源構成によって大きく「系統用蓄電池」と「併設蓄電池」の2種類に分類されます。

凡例

→ : 電力量潮流

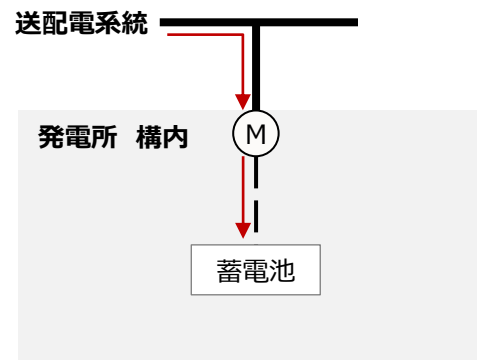
概要

系統用蓄電池

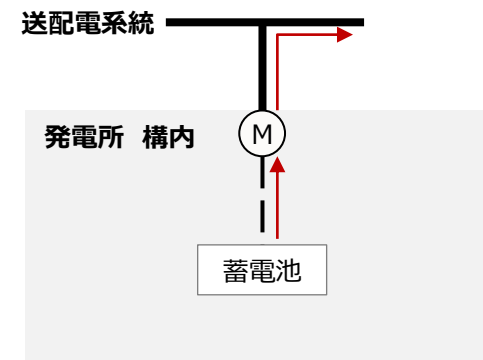
同一発電所内に**蓄電池以外の発電設備が設置されていない**蓄電池設備。

他の発電設備が無い場合、蓄電池から系統に対して流れる電力量は**系統由来のもののみ**である。

系統から設備への潮流



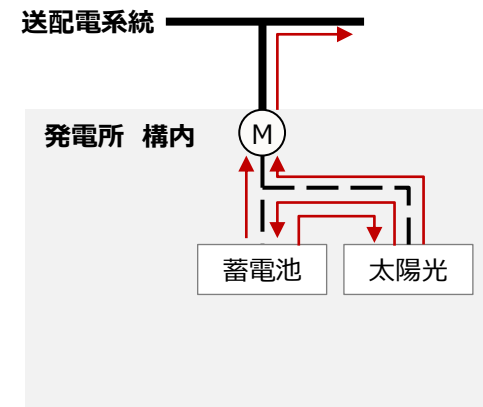
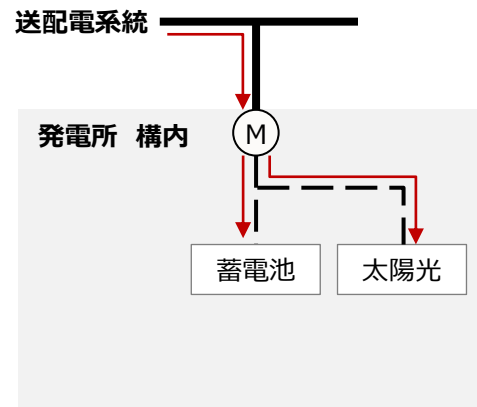
設備から系統への潮流



併設蓄電池

同一発電所内に**蓄電池以外の発電設備が設置されている**蓄電池設備。

他の発電設備が存在するため、蓄電池から系統に対して流れる電力量は**系統由来のものと発電設備由来のものが混在する**場合がある。

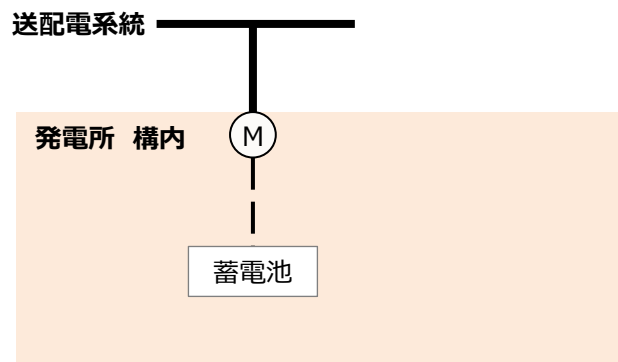




4.3 蓄電池における特別措置の適用

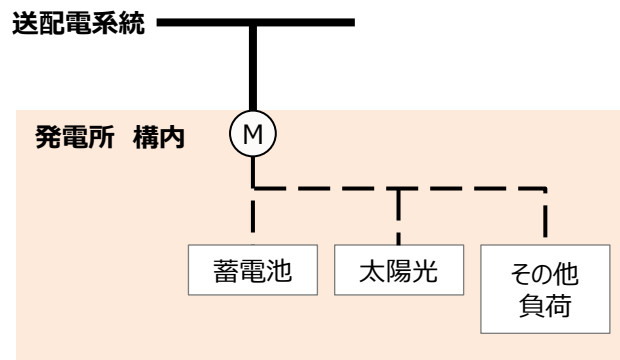
系統から蓄電池への充電電力量および蓄電池にてロスした電力量とその他負荷設備での使用電力量を協議等によって明確に区分できる場合に特別措置「蓄電池特措」を適用することが可能となっております。

系統用蓄電池



	概要	算定方法
①	系統に逆潮流した電力量	計量器
②	系統から発電所に供給された電力量	計量器
③	蓄電池にてロスした電力量	協議

併設蓄電池



	概要	算定方法
①	系統に逆潮流した電力量	計量器
②	系統から発電所に供給された電力量	計量器
③	蓄電池以外の設備に供給された電力量	協議
④	蓄電池にてロスした電力量	協議



4.4 お申込の流れ(全体像)

発電量調整供給契約申込により系統へアクセスするためには、下記①～④に沿って申し込みを実施してください。

③発電量調整供給契約の前に必ず②接続検討申込が必要となります。

申請の流れ	目的/概要	必要期間
①事前相談 任意	✓ 接続検討申込み前に、発電設備設置場所付近における送変電設備の連系制限有無等を<u>簡易的に確認することができます</u> ✓ 詳細な検討につきましては、接続検討のお申込み後に実施いたします	• 原則1か月以内 (受付確認日から 事前相談回答書送付まで)
②接続検討申込 必須	✓ 設置される発電設備を電力系統に接続するにあたり、電力系統への影響や送配電設備の新設・増強工事の必要性等について、技術的な検討を実施します ✓ 接続検討調査料として、1地点1検討につき22万円(税込)を申し受けます	• 原則3か月以内 (「申請書の不備解消」と「検討調査料入金」双方の確認日から接続検討回答書送付まで)
③発電量調整供給契約 必須	✓ 接続検討の回答内容を踏まえて事業性等をご判断いただいたうえで、発電設備の系統連系をご希望される場合、連系先の一般送配電事業者（当社）にお申込みいただきます ✓ 系統連系保証金のお支払いと別途接続供給契約のお申込が必要となります	• 原則6か月以内（契約締結まで） ※接続検討の回答から1年以内が回答書有効期限となります。 有効期限内に発調契約申込受付と保証金の入金を行ってください
④FIP認定書提出 (FIP申込の場合のみ)	✓ 国への事業計画認定の申請が必要となります 認定書を取得されましたら写しをメールにてご提出ください	

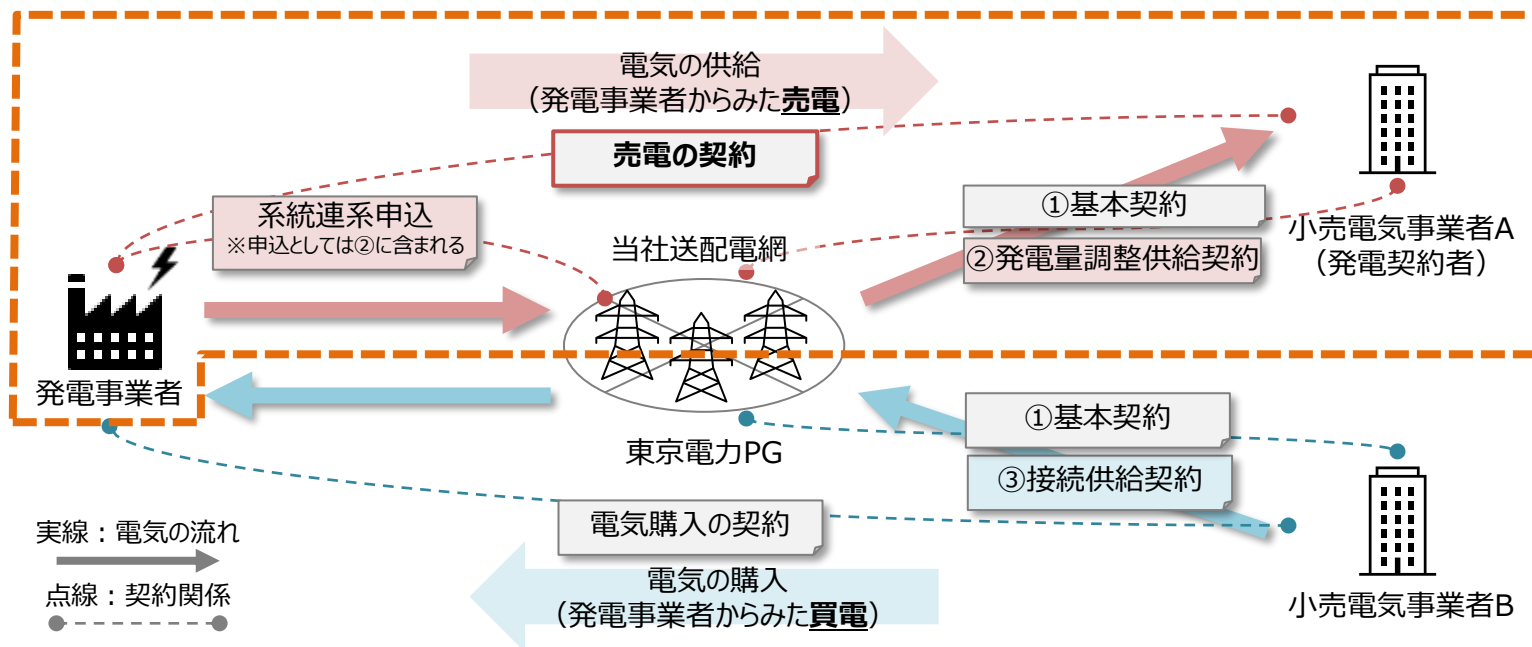


4.4 お申込の流れ(発電量調整供給契約)

「②発電量調整供給契約」は、当社と小売電気事業者様間での契約となります。

小売電気事業者様との『売電の契約』が未締結の発電者様は、早期の売電先確定・ご契約をお願いいたします。売電先が未確定の場合、供給承諾を行うことができず供給承諾予定（申込日から6ヵ月）を超過する場合があります。

発電量調整供給契約申込が関係する範囲



① 基本契約

託送サービス（接続供給・振替供給・発電量調整供給）を希望される場合、供給地点・受電地点のお申し込みに先立ち必要となる契約

② 発電量調整供給契約

発電契約者が小売電気事業等のために発電した電気を当社が受電し、当社の送配電ネットワークを介して、同時に、その受電した場所において、発電契約者があらかじめ当社に申し出た量の電気を、発電計画通りに供給する旨を合意するもの

③ 接続供給契約

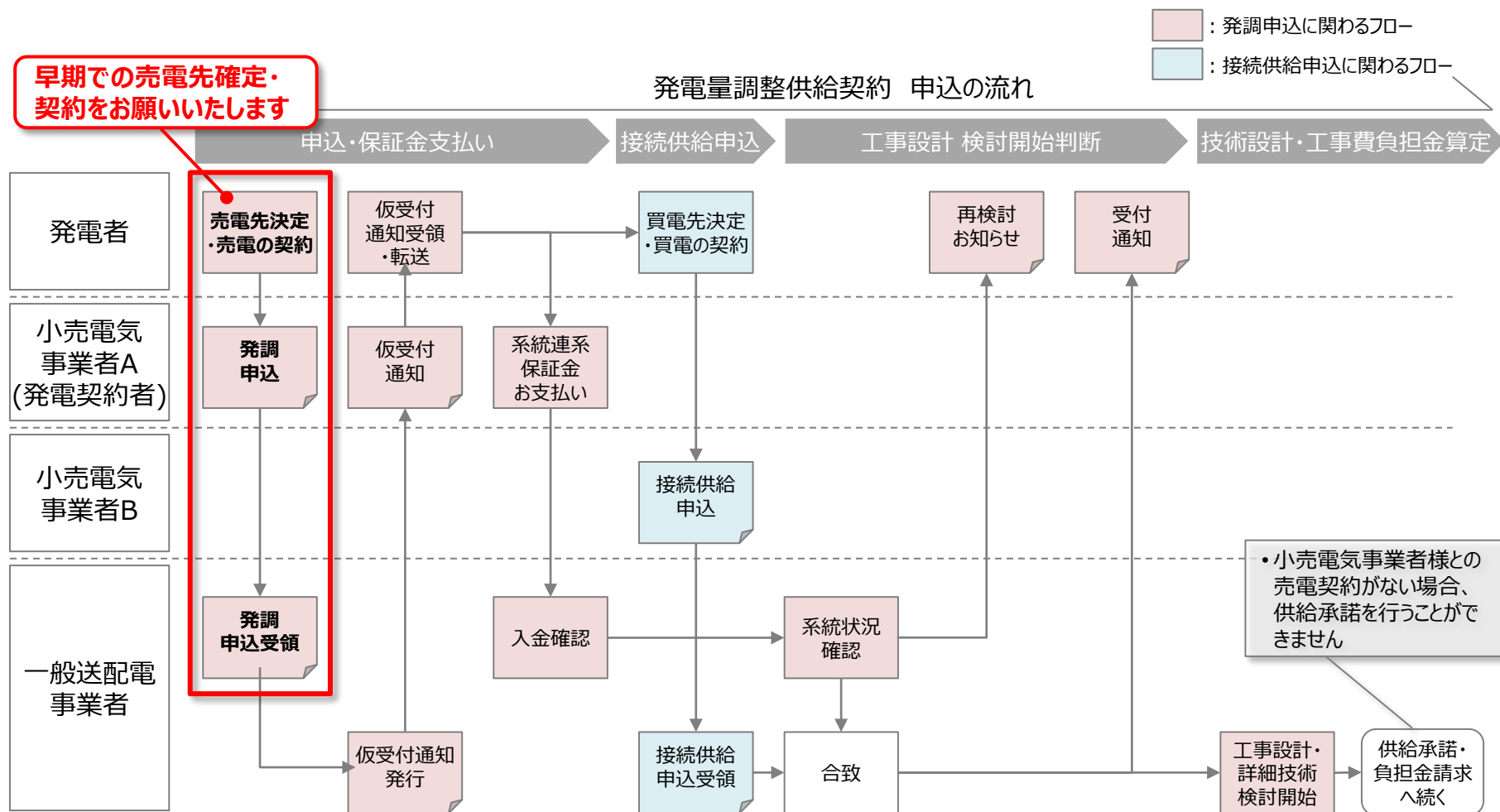
小売電気事業者等の契約者が、小売電気事業等のために調達した電気を当社が受電し、当社の送配電ネットワークを介して、同時に、当社供給区域内における電気の利用者へ送り届けるとともに、需要の変動に応じた電気の量を、当該契約者に供給する旨を合意するもの



4.4 お申込の流れ(発電量調整供給契約の流れ)

発電量調整供給契約(下図「発調申込」)は、発電契約者様(下図「小売電気事業者A」)からのお申込みとなるため、発電者様は売電先となる小売電気事業者様を決定いただく必要がございます。

売電先が未確定の状態で申込をお進みいただいた場合、工事設計・技術検討後の供給承諾が行えず、供給承諾予定(申込日から6ヵ月)を超過する場合がございますので、早期の売電先確定・契約をお願いいたします。



仮受付通知の内容を発電者様に転送いただき、(発電者様の)電気購入先となる小売電気事業者様(下図「小売電気事業者B」)より、**仮受付通知受領後**すみやかに接続供給契約のお申し込みを実施いただくようお願いいたします。





4.5 スムーズなお手続きに向けたお願い

接続供給申込みについて（前ページ続き）

発電場所で使用になる需要側の申込みが確認出来ない際は、下記ご案内を差し上げます。
早急な対応をお願いいたします。

ご案内本文（例）

先般、発電量調整供給契約申込みをいただきました下記件名につきまして、
接続供給申込み（発電場所で使用になる需要側の申込み）の確認ができておりません。

また、技術協議を含む弊社設計着手を進めることができず、接続承諾を進めることができない状況です。
※接続承諾までの目安期間である「申込受付日から6ヶ月以内の接続承諾」は
困難となる可能性がございますことをご了承願います。

恐れ入りますが、小売電気事業者さまへの接続供給申込状況を確認いただき、
まだ申請をされていない場合は速やかに手続きをいただきますようお願いいたします。

すでに手続きが完了されている場合は、
お手数ではございますが、ご申請先の小売電気事業者さまへお問合せをいただけますでしょうか。

〈対象発電所〉

・〇〇発電所



4.5 スムーズなお手続きに向けたお願い

系統コードの発行について

系統コードとは、発電所を識別するために一般送配電事業者が発番するコードです。
早期の連系に向け、下記の対応をお願いいたします。

系統コード発番申請時、下記の相違ケースにより確認をお願いしている事象が多く発生しております。
申込み前に再確認をお願いいたします。

◇ 契約申込が確認できないケース

系統コード発番の際には、系統コードの申請内容と発電量調整供給申込書の内容とを照合し、相違がない旨を確認したうえで発番しております。

よって、地点毎の発電量調整供給申込を実施の上、系統コード発番申請をお願いいたします。

◇ 最大受電電力が相違しているケース

ケース 1	発電出力が記載されている
ケース 2	設備変更を実施した際に、設備変更前の情報が入力されている

◇ 発電場所住所が相違しているケース

ケース 1	住所の枝番が不足している
ケース 2	発電場所ではなく、事業者住所が入力されている

◇ 発電所名が相違しているケース

発電量調整供給契約申込に記載の発電所名と合致しているかの確認をお願いいたします。



4.5 スムーズなお手続きに向けたお願い

接続検討・保証金・工事費負担金について

お振込をいただいた際にはお手数おかけしますがメールに対象案件を記載していただきご返信をお願いいたします。

- ◇ 接続検討調査料請求のお知らせ
- ◇ 保証金請求のお知らせ
- ◇ 工事費負担金のお知らせ

各種お支払いは、弊社指定の口座へお振込をいただきます。

入金待ちの案件が複数ある場合に同じ金額が多数存在し、対象件名の特定が困難となることからお振込をいただいた際にはお手数おかけしますがメールに対象案件を記載していただきご連絡をお願いいたします。

メールアドレス：電圧20 k V 以下の場合 02tepconsc@tepco.co.jp
電圧60 k V 以上の場合 03tepconsc@tepco.co.jp